

レセプト記載要領の主な変更点

厚生労働省保険局医療課長通知(3月26日)、同省保険局医療課事務連絡(3月29日)から作成

■「届出」欄

①クラウン・ブリッジ維持管理料の選択医療機関は、「維持管」または「補管」②歯科治療総合医療管理料の届出医療機関は、「医管」③在宅患者歯科治療総合医療管理料の届出医療機関は、「在歯管」④障害者歯科医療連携加算の届出医療機関は「障連」⑤手術時歯根面レーザー応用加算の届出医療機関は、「手術歯根」⑥歯科技工加算の届出医療機関は、「歯技工」⑦明細書発行体制等加算の届出医療機関は、「明細」——をそれぞれ○で囲む。

■「再診」欄

明細書発行体制等加算を算定した場合は、再診料とその加算を加算した合計点数を記載する。

■「管理」欄

- 有床義歯調整管理料を算定した場合は、「義管」の右欄に所定点数および回数を記載する。
- 歯科疾患在宅療養管理料に係る機械的歯面清掃加算を算定した場合は、「歯清」の項に加算点数を記載する。

■「X線・検査」欄

- 混合歯列期歯周組織検査を算定した場合は、「P混検」欄に所定点数および回数を記載する。(その他欄)
- 時間外緊急院内画像診断加算を算定した場合は、「緊画」とし、加算点数を記載する。

■「処置・手術」欄

(その他欄)

- 抜歯を前提として急性症状の消退を図ることを目的として根管拡大を行った場合または抜歯を前提とした消炎のための根管貼薬処置を行った場合は、「その他」欄に消炎拡大または根貼と表示し、所定点数および部位を記載する。ただし、「傷病名部位」の記載から処置を行った部位が明らかに特定できる場合は、「その他」欄への部位の記載を省略してもよい。
- 歯周疾患処置は、「P処」欄に点数および回数を記載する。また、「その他」欄に部位および使用した薬剤の名称を記載する。なお、特定薬剤を算定した場合は、部位のみの記載でよいこと。(点数表通知では削除されたが記載要領ではそのまま残された)。
- 手術時歯根面レーザー応用加算を算定した場合は、所定点数、回数およびその旨を記載する。

■「歯冠修復および欠損補綴」欄

(床修理欄)

- 有床義歯修理で、歯科技工加算を算定した場合は、「+」の項に所定点数および回数を記載する。(その他欄)
- ブリッジまたは歯冠修復物の再装着を行った場合は部位記載が必要だが、「傷病名部位」欄から部位が特定できる場合は、部位の記載は省略してもよい。
- 接着ブリッジ支台歯に係る歯冠形成・鋳造歯冠修復を算定した場合は、部位の記載が必要だが、ブリッジが1つで「傷病名部位」欄から接着冠の部位が特定できる場合は部位の記載は省略してもよい。

■全体の「その他」欄

- 歯科訪問診療で、初診料および再診料の算定時に在宅患者等歯科疾患対応加算を算定した場合は、その旨、点数および回数を記載する。
- 歯科疾患在宅療養管理料を算定した場合は、「歯在管」と表示し、所定点数を記載する。口腔機能管理加算を算定した場合は、「機能管」と表示し、所定点数を記載する。
- 在宅患者歯科治療総合医療管理料を算定した場合は、「在歯管」と表示し、所定点数を記載する。
- 摂食機能療法を伴う舌接触補助床を算定した場合は、「舌接触補助床」と表示し、補助床に係る印象

採得、咬合採得、装着および床副子の所定点数をそれぞれ記載する。

- 在宅患者緊急時カンファレンス料を算定した場合は、訪問先、カンファレンスに参加した保険医療機関または保険薬局、訪問看護ステーション名、カンファレンスを行った日および指導日を記載する。

■「摘要」欄

○医学管理料(歯管・歯清、義管、情報提供料)

- 初診月の翌月に1回目の歯科疾患管理料を算定した場合は、「歯管1回目」と記載する。
- 歯科疾患管理料を算定し、治療計画に基づく一連の治療が終了した日から起算して2月を超えた場合であって、再度、初診料を算定する場合は、前回治療終了年月日を記載する。
- (歯管への加算の場合) 機械的歯面清掃加算の算定が2回目以降の場合は、前回行った機械的歯面清掃の月を記載する。
- (歯在管への加算の場合) 機械的歯面清掃加算の算定が2回目以降の場合は、その旨を記載するとともに、前回行った機械的歯面清掃の月を記載する。
- SPTおよび歯清を同月に算定した場合の歯清実施日の記載は不要になった。
- 新製有床義歯を装着後、有床義歯管理料または有床義歯長期管理料を算定する場合は、新製有床義歯を装着した月を記載する。
- 新製有床義歯管理料を算定する場合であって、「傷病名部位」欄に記載した欠損部位と装着部位が異なる場合は、装着部位を記載する。(義管A算定時の装着日記載が不要になった)
- 基本診療料に係る障害者加算または歯科訪問診療料を算定している患者の紹介にあたっての加算の場合は、「情I加2」と表示する。

○在宅医療

- 在宅患者歯科治療総合医療管理料を算定した場合は、主病に係る紹介元保険医療機関名を記載する。
- 歯科訪問診療1または2を算定した場合は、または歯科訪問診療を行った場合は、訪問診療を行った日、実施時刻(開始時刻と終了時刻)、訪問先名(記載例:自宅、〇〇マンション、介護老人保健施設××苑)および通院困難となった理由を記載する。
- 在宅患者等急性歯科疾患対応加算を算定する月は、訪問先に常時携行している切削器具名を記載する。(周辺装置の記載は不要になった)
- 訪問歯科衛生指導料を算定した場合は、日付、指導の実施時刻(開始時刻と終了時刻)を記載する。(訪衛指では訪問先、通院困難な理由の記載は不要になった)

○検査・画像診断

- 少数歯欠損症例で、顎運動関連検査を実施し、検査に係る費用を算定する場合は、患者の咬合状態など検査の必要性を記載する。(点数表の通知で一旦削除され記載要領に明記された)
- 時間外緊急院内画像診断加算を算定した場合は、撮影開始日時を記載する。

○リハビリ

- 顎関節疾患の治療にマイオモニターを使用した場合は、実施治療年月日、治療時間を記載する。
- 開口障害の治療に際して整形手術後に開口器などを使用して開口訓練を行った場合は、実施治療年月日および訓練時間を記載する。(摂食機能療法の際の、実施治療年月日、開始時刻と終了時刻、治療時間、使用器具名を含む治療内容などの記載は変更がなかった)
- 医科の保険医療機関で摂食機能療法を行っている患者について、その医科医療機関で舌接触補助床の製

作が必要と判断され、歯科保険医療機関に依頼があり製作する場合は、摂食機能療法を行っている医科の医療機関名を記載する。

○処置

- 直接歯髄保護処置、歯髄温存療法の算定で、実施年月日の記載は不要になった。
- 歯周病安定期治療を算定した場合は、歯周病安定期治療の前回実施月を記載する(初回の場合は、1回目と記載する)。(実施月日と内容は不要になった)
- 暫間根管充填を行った場合または暫間根管充填後に根管充填を行った場合は、その旨を記載する。(月日の記載が不要になった)
- 歯冠修復物および補綴物の除去を算定する場合は、除去した歯冠修復物および補綴物の部位および種類を記載する。なお、「傷病名部位」欄の記載から除去した部位が明らかに特定できる場合は、部位の記載を省略してもよい。(点数表の通知で削除されたが、記載要領ではそのまま残り、部位記載の省略ケースが付け加わった)
- 睡眠時無呼吸症候群の口腔内装置治療の紹介元保険医療機関名について、記載する。(医科歯科併設の病院で行われた場合は、院内紹介元の担当科名を記載する)。(点数表の通知では削除されたが記載要領は変更がなかった)

○手術

- 抜歯のための術前処置として手術野の消毒・麻酔などを行い、抜歯の態勢に入ったが、脳貧血などの患者の急変によりやむを得ず抜歯を中止した場合で麻酔料を算定した場合は、抜歯を中止したことを記載する。
- 抜歯に当たって、長時間普通以上の苦心にかかわらず不成功に終わった場合で抜歯料を算定した場合は、その旨を記載する。
- 歯内療法では治療ができなかった根尖病巣を有する保存が可能な大臼歯であって、解剖学的な理由から歯根端切除術が困難な症例に対して、歯の再植による根尖病巣の治療を行った場合は、部位、算定理由を記載する。なお、「傷病名部位」欄の記載からその治療を行った部位が明らかに特定できる場合は、部位の記載を省略してもよい。
- 歯の再植術を算定するに当たっては、手術部位および再植の理由を記載する。また、歯の移植手術を算定するに当たっては、手術部位を記載する。なお、「傷病名部位」欄の記載からその手術を行った部位が明らかに特定できる場合は、部位の記載を省略してもよい。(移植理由の記載が不要になった)

○歯冠修復・欠損補綴

- う蝕歯無痛窩洞形成加算を算定した場合は、部位を記載する。なお、「傷病名部位」欄の記載からその治療を行った部位が明らかに特定できる場合は、部位の記載は省略してもよい。
- コンビネーションインレーを製作した場合は、その旨および部位を記載する。なお、その治療部位が単独であって、かつ「傷病名部位」欄の記載から治療部位が明らかに特定できる場合は、部位の記載は省略してもよい。
- 歯冠形成、印象採得後に外傷による歯冠形成歯の喪失などやむを得ない事情で請求を行う場合は、装着物の種類、装着予定日を記載する。(外傷による場合は、「装着できなくなった理由」の記載は不要になった)
- 小児義歯に係る費用の算定するに当たっては、装着部位および小児義歯が必要となった疾患名または必要となった理由を記載する。なお、欠損歯数と補綴歯数が一致しないため、算定点数が異なる場合は、その旨を記載する。(装着年月日の記載が不要になった)
- 有床義歯修理で、歯科技工加算を算定した場合は、「歯技工」と表示し、「預かり日」および修理を行った有床義歯の「装着日」を記載する。